12 まちづくりの事例

(1) まちづくりの事例

自分たちのまちを美しく住みよいまちにするため、住民が主役となって、個性的なまちづくりを 進めています。住環境、景観、防災、自然環境や歴史的資産の保全などさまざまな観点から、創意 と工夫を生かしたまちづくりを目指します。

軽井沢町 追分宿

江戸時代、中山道と北国街道の分岐点に位置した追 分宿は、参勤交代の大名や善光寺参詣の旅人などで大 変にぎわいました。

そうした追分宿の歴史的なまち並みを再生するため、平成 22 年度から 24 年度まで無電柱化を主とした 景観整備を行いました。また、追分宿にふさわしい景 観と住み良いまちづくりの実現を図ることを目的とし た景観育成住民協定によって、住民が主体となったま ちづくりが進められています。



上田市 旧北国街道 柳町地区

上田城を核に成立した上田の街は、江戸時代を通じて城下町・宿場町として賑わい、近代には蚕糸業の隆盛をみました。柳町はこうした歴史の面影を色濃く残している地区です。地域が育んだ固有の歴史的遺産を「生活に活かしつつ後世に伝えていく」ため、街なみの修理・修景を行いながら、江戸瓦灯篭の設置や道路清掃、景観水路の保全、イベントの開催など、自治会とまちづくり協議会とが一体となった活発な住民の活動により、歴史文化と人が交差する香り高い街が形成されています。



安曇野市 豊里地区

安曇野市穂高有明の豊里地区では、祖先より受け継いだ貴重な自然環境を未来の子どもたちにより良くして手渡す義務があることを住民同士が確認し合い、地区で住民協定を締結しました。景観づくりのための屋外広告物の設置基準や建築物の形態などについて自主的な厳しいルールを定めるとともに、道路の植栽などの美化活動や花壇の花苗植え、清掃活動も積極的に行っています。



松本市 中央東高砂通り周辺地区

市街地中心部の中央東に位置する当地区は、松本城下町において商人・職人のまちであり、現在も江戸の町割りが残っています。源智の井戸をはじめ湧水に恵まれた場所で、高砂通りは人形町として栄えましたが、経済状況の変化に伴い高層建築物や駐車場の増加など、周辺の土地利用が変化してきました。平成16年にまちづくり推進協議会を設立し、「水と人形のまち」をコンセプトにまちづくりを進め、ゾーン30の指定に取り組むなど住民と行政が協働で取り組んでいます。



須坂市 歴史的建造物をいかしたまちづくり

須坂市は明治から昭和初期にかけて製糸業で栄え、この時代に建てられた土蔵造りの町屋が多く残っています。これらの建造物を後世に残していくため、市独自に「歴史的建造物登録制度」を設け、併せて歴史的建造物を活用することで保存につなげていくため、「歴史的建造物を活かしたまちづくり事業補助金」を創設し、歴史・文化を伝える建造物をいかした個性あるまちづくりを進めています。



飯田市 嶋地区【エコハウジングビレッジ】

飯田市は平成 20 年 7 月に全国 82 都市がエントリーした「環境モデル都市」の 13 都市の 1 つに認定されました。

それに先駆けて、当地区は低層住宅を中心にした良好な住宅地を創造するための基盤整備を行い、自然エネルギー及び地元産材を活用した環境共生住宅の普及を目指すとともに、進入路やコモンスペースの確保によるコミュニティの形成とミクスト・ユースを目指したまちづくりを進めています。



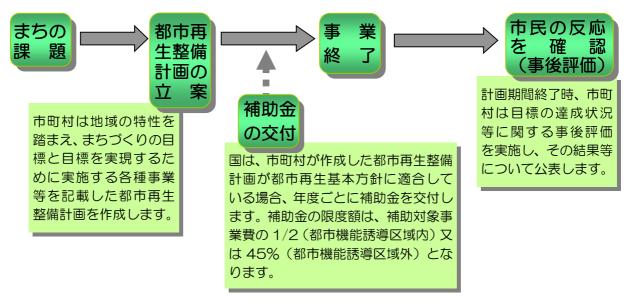
(2) 都市構造再編集中支援事業(旧まち交)

目的

都市構造再編集中支援事業は、「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定 期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対 し、集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造への再編を図るための制度です。

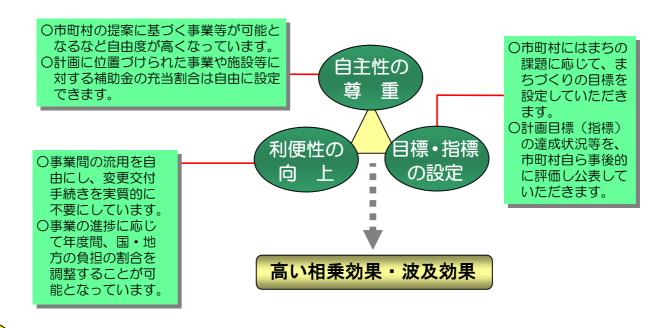
制度の概要

計画期間は、概ね3~5年です。



特徵

市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて、総合的・戦略的にソフトやハードの様々な事業を連携的に実施し、**地域の創意工夫を活かしたオーダーメイド型の計画実現**を図ることで、通常の事業では期待できない相乗効果・波及効果が期待できます。



対象地区

都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「**都市機能誘導区域内」**及び「**居住誘導区域内」**に 定められている地区

- ※1:ただし、次の市町村を除く。
 - ① 都市計画運用指針に反して居住誘導区域に災害レッドゾーンを含めている市町村
 - ② 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村
- ※2:次の区域を施行地区に含むことができる。
 - ① 水辺まちづくり計画がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域
 - ② 空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化調整区域内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域

手続き

都市再生整備計画の作成から事業実施にかけての流れ

